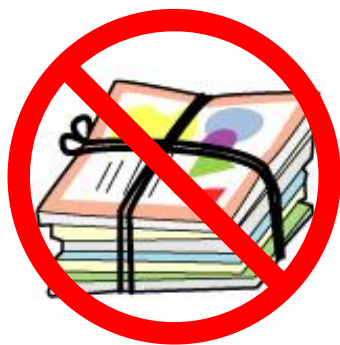


資源物の持ち去り行為は 条例で禁止です

違反すると、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

持ち去り禁止対象物

※集団回収・行政回収ともに持ち去り行為を禁止する規定を定めています。



古紙類
（新聞紙・雑誌等）



古着類
（古着）



空き缶
（アルミ缶・スチール缶）